

「行政相談委員の活動基盤の在り方について」

参 考 資 料

目 次

資料 1	行政相談委員の協議会組織	P. 1
資料 2	人権擁護委員、保護司及び民生委員における法定の 委員組織（委員団体）	P. 2
資料 3	人権擁護委員、保護司及び民生委員の配置基準	P. 3
資料 4	行政相談委員法（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 99 号）	P. 4
資料 5	行政相談委員法の施行に関する訓令 （昭和 59 年 7 月 1 日総務庁訓令第 22 号）	P. 5
資料 6	人権擁護委員法（昭和 24 年 5 月 31 日法律第 139 号）	P. 6
資料 7	保護司法（昭和 25 年 5 月 25 日法律第 204 号）	P. 10
資料 8	保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則 （昭和 48 年 3 月 20 日法務省令第 22 号）（抄）	P. 13
資料 9	民生委員法（昭和 23 年 7 月 29 日法律第 198 号）	P. 14

行政相談委員の協議会組織

○ 都道府県行政相談委員協議会（略称：地相協）

行政相談委員間の連携・親睦と委員活動の充実を図ることを目的として、県内の行政相談委員が自主的に「地相協」を組織しています。

○ 各ブロックの行政相談委員連合協議会（略称：広相協）

管区(支)局の管内にある都道府県単位の行政相談委員協議会（略称：地相協）により組織され、地相協相互の連絡及び親睦を図る事業、委員研修に関する事業等を実施しています。

行政相談委員間の連携・親睦と委員活動の充実を図ることを目的として、県内の行政相談委員が自主的に組織しています。

○ (社)全国行政相談委員連合協議会（略称：全相協）

全国の行政相談委員が都道府県単位の組織した地相協の全国組織であり、地域における相談活動の支援や、国民に対する行政相談制度や行政相談委員活動の周知等を行っています。

(社)全国行政相談委員連合協議会（全相協）



各ブロック行政相談委員連合協議会（広相協）



都道府県行政相談委員協議会（地相協）

人権擁護委員、保護司及び民生委員における法定の委員組織（委員団体）

区 分	人権擁護委員	保護司	民生委員
名 称	人権擁護委員協議会 人権擁護委員連合会 全国人権擁護委員連合会	保護司会 保護司会連合会	民生委員協議会
根 拠	人権擁護委員法 第 16 条第 1 項～第 3 項	保護司法 第 13 条（保護司会） 第 14 条（保護司会連合会）	民生委員法第 20 条
設置単位	・人権擁護委員協議会 ：各都道府県の区域を 数個に分けて定める 区域 ・人権擁護委員連合会 ：都道府県 ・全国人権擁護委員連合会 ：全国組織	・保護司会 ：保護区 ・保護司会連合会 ：都道府県	都道府県知事が市町村長の 意見をきいて定める区域
所掌事務	①人権擁護委員の職務に 関する連絡・調整 ②必要な資料・情報の収集 ③研究・意見の発表 ④人権擁護上必要がある 場合に、関係機関に対し 意見を述べること ⑤その他人権擁護上必要 と認める事項 ※ 上記の他、人権擁護委 員連合会については、人 権擁護委員協議会の任 務に関する連絡・調整 が、全国人権擁護委員連 合会については、都道府 県人権擁護委員連合会 の任務に関する連絡・調 整が任務とされている。	①犯罪をした者等の改善 更生、犯罪予防のための 啓発・宣伝、民間団体の 活動への協力、犯罪予防 に寄与する地方公共団 体の施策への協力等に 関する業務計画(※)の 策定その他保護司の職 務に関する連絡・調整 ②必要な資料・情報の収集 ③研究・意見の発表 ④その他職務の円滑かつ 効果的な遂行を図るた めに必要な事項 ※ 保護司会連合会につ いては、上記の他、保護 司会の任務に関する連 絡・調整が任務とされて いる。	①民生委員が担当する区域 又は事項を定めること ②民生委員の職務に関する 連絡・調整 ③民生委員の職務に関する 福祉事務所その他の関係 行政機関との連絡 ④必要な資料・情報の収集 ⑤民生委員に必要な知識・ 技術の修得をさせること ⑥その他職務遂行上必要 な事項 ⑦関係各庁に対する民生委 員の職務に関して必要と 認める意見の具申
備 考	定期的に、又は必要に応 じて、 ・人権擁護委員協議会は、 当該都道府県人権擁護 委員連合会に ・都道府県人権擁護委員連 合会及び全国人権擁護 委員連合会は、法務大臣 に その業績を報告しなければ ならないこととされて いる。	※ 上記の業務計画につ いては、保護観察所長の 承認を受けることとされ ている。	・民生委員協議会は、市町 村の区域を単位とする社 会福祉関係団体の組織に 加わることができる。 ・市町村長及び福祉事務所 その他の関係行政機関の 職員は、民生委員協議会 に出席し、意見を述べる ことができる。

人権擁護委員、保護司及び民生委員の配置基準

①人権擁護委員の配置基準（人権擁護委員定数規程（昭和 42 年 3 月 14 日法務省令第 12 号））

市区町村の人口の区分	人権擁護委員の定数
5,000 人以下	3 人
5,001 人以上 10,000 以下	4 人
10,001 人以上 15,000 以下	5 人
15,001 人以上 20,000 以下	6 人
20,001 人以上 30,000 以下	7 人
30,001 人以上 40,000 以下	8 人
40,001 人以上 60,000 以下	9 人
60,001 人以上 80,000 以下	10 人
80,001 人以上 100,000 以下	11 人
100,001 人以上	11 人に、100,000 人を超越した人口 30,000 人ごとに 1 人を加算した人数。ただし、超越した人口が 30,000 人に満たないときは 30,000 人として計算する。

②保護司の地方更生保護委員会ごとの定数

（保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則（昭和 48 年 3 月 20 日法務省令第 22 号））

地方更生保護委員会	保護司の定数
北海道地方更生保護委員会	3, 5 6 0 人
東北地方更生保護委員会	4, 4 9 5 人
関東地方更生保護委員会	1 6, 2 8 5 人
中部地方更生保護委員会	5, 5 3 5 人
近畿地方更生保護委員会	8, 5 6 5 人
中国地方更生保護委員会	4, 1 3 0 人
四国地方更生保護委員会	2, 5 0 0 人
九州地方更生保護委員会	7, 4 3 0 人

（※）各地方更生保護委員会は、上記の定数を超えない範囲で、保護区ごとの定数を定めるとされている。

③民生委員の配置基準（区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表）

区 分	民生委員の配置基準
東京都区分及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
町 村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人

行政相談委員法（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 99 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もつて行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。

（行政相談委員）

第 2 条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。

一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関並びに総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 19 号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二 前号の規定により通知した苦情に関して、行政機関等の照会に応じ、及び必要があると認められる場合に当該行政機関等における処理の結果を申出人に通知すること。

2 前項の規定による委嘱は、その委嘱をしようとする者の担当する市（特別区を含む。附則第 2 項において同じ。）町村の区域を定め、かつ、二年以内の期間を限つてするものとする。

3 第 1 項の規定により委嘱を受けた者は、行政相談委員（以下「委員」という。）と称する。

（周知等）

第 3 条 総務大臣は、前条第 1 項の規定による委嘱をしたときは、委員の氏名及び住所を関係住民に周知させるため適当な措置をとるものとする。

2 委員は、その業務に関し、啓発及び宣伝をするものとする。

（意見の陳述）

第 4 条 委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができる。

（規律）

第 5 条 委員は、業務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その者が委員でなくなつた後も、同様とする。

2 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3 委員は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

（解嘱）

第 6 条 総務大臣は、委員が次の各号の一に該当すると認める場合には、第 2 条第 1 項の規定による委嘱を解くことができる。

一 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 業務を怠り、又は前条の規定に違反した場合

三 委員たるにふさわしくない非行があつた場合

（指導）

第 7 条 委員は、その業務に関して、総務大臣の指導を受けるものとする。

（費用）

第 8 条 委員は、その業務に関して、国から報酬を受けない。

2 委員は、予算の範囲内において、その業務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

附 則 （略）

行政相談委員法の施行に関する訓令（昭和59年7月1日総務庁訓令第22号）

（行政相談委員の数）

第1条 行政評価局長は、管区行政評価局（四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所を含む。）及び行政評価事務所の管轄する区域ごとに、その管内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村数、人口、交通その他の事情を考慮して、行政相談委員法（以下「法」という。）第2条第1項の規定により委嘱する行政相談委員（以下「委員」という。）の数を定める。

（委員候補者の選考）

第2条 管区行政評価局長（四国行政評価支局長及び沖縄行政評価事務所長を含む。以下同じ。）及び行政評価事務所長は、前条の委員の定数の範囲内において、管轄する区域内から委員候補者を選考し、その氏名及びその者の予定担当区域を行政評価局長あてに進達する。

2 管区行政評価局長及び行政評価事務所長は、前項の選考に当たっては、関係市町村長の意見を聴くものとする。

3 第1項の行政評価事務所長の進達は、管区行政評価局長を経由するものとする。

（委嘱期間）

第3条 法第2条第2項の規定による委員の業務の委嘱期間は2年とする。ただし、委員の死亡、委嘱の辞退または解嘱があったときの新しい委員の委嘱期間は、前の委員の残存期間とし、これら以外の欠員の補充又は第1条の委員の数の増加による新しい委員の委嘱期間は、行政評価局長の定めるところによる。

（実費弁償金）

第4条 法第8条第2項の規定により委員に支給する費用は、次のとおりとする。

- 一 業務を行うために要した通信費、文具費及び交通費等の諸経費
- 二 出張を依頼したときの旅費

（その他の事項）

第5条 この規則の実施について必要な事項は、行政評価局長が定める。

附 則 （略）

人権擁護委員法（昭和24年5月31日法律第139号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もって人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

（委員の定数）

第4条 人権擁護委員の定数は、全国を通じて2万人を越えないものとする。

- 2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。
- 3 第16条第2項に規定する都道府県人権擁護委員連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務大臣に意見を述べることができる。

（委員の性格）

第5条 人権擁護委員には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）は、適用されない。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。
- 4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。
- 5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第2項の規定にかかわらず、第3項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。
- 6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当っては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない。

- 7 法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその関係住民に周知せしめるよう、適当な措置を採らなければならない。
- 8 市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- 三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の給与)

第8条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

(委員の職務執行区域)

第10条 人権擁護委員は、その者の置かれている市町村の区域内において、職務を行うものとする。但し、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

(委員の職務)

第11条 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

- 一 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。
- 二 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- 三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- 四 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
- 五 その他人権の擁護に努めること。

(委員の服務)

第12条 人権擁護委員は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。

2 人権擁護委員は、その職務を執行するに当っては、関係者の身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属関係によって、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

第13条 人権擁護委員は、その職務上の地位又はその職務の執行を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 人権擁護委員は、その職務を公正に行うのにふさわしくない事業を営み、又はそのような事業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員となつてはならない。

(委員の監督)

第14条 人権擁護委員は、職務に関して、法務大臣の指揮監督を受ける。

(委員の解嘱)

第15条 法務大臣は、人権擁護委員が、左の各号の一に該当するに至ったときは、関係都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞き、これを解嘱することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 人権擁護委員たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の規定による解嘱は、当該人権擁護委員に、解嘱の理由が説明され、且つ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

(協議会、連合会及び全国連合会)

第16条 人権擁護委員は、法務大臣が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

(協議会の任務)

第17条 人権擁護委員協議会の任務は、左の通りとする。

- 一 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
- 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
- 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
- 五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

2 人権擁護委員協議会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を当該都道府県人権擁護委員連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務)

第18条 都道府県人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

- 一 人権擁護委員協議会の任務に関する連絡及び調整をすること。
- 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
- 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
- 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
- 五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

2 都道府県人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

(全国連合会の任務)

第18条の2 全国人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

- 一 都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する連絡及び調整をすること。
- 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
- 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
- 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。

五 其他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

2 全国人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

(委員の表彰)

第19条 法務大臣は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会が、職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならない。

第20条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

附 則 (略)

保護司法（昭和 25 年 5 月 25 日法律第 204 号）

（保護司の使命）

第 1 条 保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

（設置区域及び定数）

第 2 条 保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域（以下「保護区」という。）に置くものとする。

2 保護司の定数は、全国を通じて、5 万 2 千 5 百人をこえないものとする。

3 保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。

4 第 1 項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。

（推薦及び委嘱）

第 3 条 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 法務大臣は、前項の委嘱を、地方更生保護委員会の委員長に委任することができる。

3 前二項の委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。

4 保護観察所の長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

（欠格条項）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（保護司選考会）

第 5 条 保護観察所に、保護司選考会を置く。

2 保護司選考会は、委員 13 人（東京地方裁判所の管轄区域を管轄する保護観察所に置かれる保護司選考会にあつては、15 人）以内をもって組織し、うち 1 人を会長とする。

3 保護司選考会の委員には、給与を支給しない。

4 この法律で定めるもののほか、保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手続については、法務省令で定める。

第 6 条 削除

（任期）

第 7 条 保護司の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

第8条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この限りでない。

(職務の遂行)

第8条の2 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
- 二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
- 三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
- 四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

(服務)

第9条 保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 保護司は、その職務を行うに当って知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

第10条 削除

(費用の支給)

第11条 保護司には、給与を支給しない。

2 保護司は、法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

(解嘱)

第12条 法務大臣は、保護司が第4条各号の一に該当するに至ったときは、これを解嘱しなければならない。

2 法務大臣は、保護司が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、保護観察所の長の申出に基づいて、これを解嘱することができる。

- 一 第3条第1項各号に掲げる条件のいずれかを欠くに至ったとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- 三 保護司たるにふさわしくない非行があったとき。

3 保護観察所の長は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かななければならない。

4 第1項又は第2項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。ただし、第4条第一号又は第二号に該当するに至ったことを理由とする解嘱については、この限りでない。

(保護司会)

第13条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 一 第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
- 二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- 三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- 四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会連合会)

第14条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあっては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 一 保護司会の任務に関する連絡及び調整
- 二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- 三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- 四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会等に関し必要な事項の省令への委任)

第15条 この法律に定めるもののほか、保護司会及び保護司会連合会に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(表彰)

第16条 法務大臣は、職務上特に功労がある保護司、保護司会及び保護司会連合会を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(地方公共団体の協力)

第17条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。

(省令への委任)

第18条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

附 則 (略)

保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則(昭和48年3月20日法務省令第22号)(抄)

(権限の委任)

第2条 次の各号に掲げる法務大臣の権限は、法第2条第4項の規定に基づき、その保護区の区域を管轄する地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）に委任する。

- 一 法第2条第1項の規定による保護区を定める権限
- 二 法第2条第3項の規定による保護区ごとの保護司の定数を定める権限

(地方委員会ごとの保護司の定数)

第4条 地方委員会は、保護区ごとの保護司の定数を定めるにあつては、別表上欄に掲げる地方委員会ごとに同表下欄に掲げる保護司の定数をこえないものとする。

- 2 別表上欄に掲げる地方委員会は、別表下欄に掲げる保護司の定数を変更する必要があると認めるときは、法務大臣に対し、書面をもつてその旨を申し出るものとする。

別表

地方委員会	保護司の定数
北海道地方更生保護委員会	3, 560
東北地方更生保護委員会	4, 495
関東地方更生保護委員会	16, 285
中部地方更生保護委員会	5, 535
近畿地方更生保護委員会	8, 565
中国地方更生保護委員会	4, 130
四国地方更生保護委員会	2, 500
九州地方更生保護委員会	7, 430

民生委員法（昭和 23 年 7 月 29 日法律第 198 号）

第 1 条 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

第 2 条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第 3 条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第 4 条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

第 5 条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。

第 6 条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当っては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第 7 条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でない認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から 20 日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第 8 条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ 2 人以内を市町村長が委嘱する。

- 一 市町村の議会の議員
- 二 民生委員
- 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
- 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五 教育に関係のある者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長 1 人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第 9 条 削除

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第12条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第18条 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の指導訓練に関して計画を樹立し、これを実施しなければならない。

第19条 削除

第 20 条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもって一区域としなければならない。

第 21 条から第 23 条まで 削除

第 24 条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。

二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。

四 必要な資料及び情報を集めること。

五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。

六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第 25 条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長 1 人を定めなければならない。

2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第 26 条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第 27 条 削除

第 28 条 国庫は、第 26 条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第 29 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第 29 条の 2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則 （略）